

別記 2（第 3 の 2 関係）

有機 JAS 認証取得等経費支援事業

第 1 目 的

本事業は、「福井県農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画（令和 5 年 3 月 30 日策定）」の目標達成に向け、化学肥料・化学合成農薬を使用せず、かつ農産物の高付加価値化が期待できる有機農業の県内全域への速やかな拡大を目的に、有機農業によって生産された農産物として差別化販売するために必要となる有機 JAS 認証（生産行程管理者の認証を対象とする。以下同じ。）の取得に係る経費を支援する。

第 2 定 義

本事業における用語の定義は次のとおりとする。

1 有機農業

有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号）に定められた水準で取り組まれる農業のこと。

2 有機 JAS 認証

日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づき、有機農産物の日本農林規格（平成 17 年農林水産省告示第 1605 号）に適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査・判定し、事業者が得られる証明のこと。

第 3 事業実施主体および事業要件

本事業の事業実施主体は、農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、農業協同組合、その他農業者が組織する団体であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 1 県内に在住し、かつ県内に本店または支店（営業所）を有するとともに、認証の対象となる農地の相当程度が県内に所在すること。
- 2 事業実施年度以降も、有機 JAS 認証ほ場面積を拡大するまたは、有機農業により生産した農産物の販路拡大の意向があること。
- 3 認証継続の場合、事業実施年度中に有機 JAS 認証ほ場を以下の面積以上、新たに拡大すること。

・土地利用型作物（水稻、大豆、麦等）	30a 以上
・園芸作物（露地野菜、果樹等）	10a 以上
・園芸作物（施設園芸等）	3a 以上
- 4 新規認証取得の場合、事業実施年度中に有機 JAS 認証を取得し、かつ取得後少なくとも 2 年以上は継続する意向があること。
- 5 他の補助金等により、事業実施年度内に当該有機 JAS 認証取得等に係る経費を補助されないこと。
- 6 事業実施主体の名称は、原則として有機 J A S 認証の申請者の名称と同一とする。
ただし、有機 J A S 認証の申請が団体申請で行われる場合等、やむを得ない理由により

両者の名称が一致しない場合にあっては、当該団体内において認証申請に係る事務手続きを代表して行う者その他これに準ずる者を、事業実施主体とすることができるものとする。

第4 補助対象経費および補助率等

本事業で支援対象となる経費等については、次に掲げるとおりとする。

1 補助対象経費

有機 JAS 認証取得（新規・継続）に必要な経費であって、事業実施主体が登録認証機関に対して直接支払う手数料等とし、消費税および地方消費税相当額を除く。

2 補助率

定額とする。ただし、新規認証取得の場合は 1 3 5 千円、認証継続の場合は 8 5 千円（いずれも 1 事業実施主体あたり）をそれぞれ補助上限額とし、前項に定める認証取得経費が補助上限額に満たない場合は、その金額を補助金額とする。

3 その他

- (1) 本事業における補助回数は 1 事業実施主体あたり最大 3 回までとする。なお、新規取得の補助を受けた場合は、認証継続の補助は 2 回まで、これまでに認証を取得し継続している事業者は、認証継続の補助を 3 回まで受けることができる。
- (2) 登録認証機関の審査の結果、認証されなかった場合は本事業に申請できない。

第5 事業の実施手続等

1 補助金の交付申請

申請者は、令和 9 年 12 月 21 日（月）13 時までに、補助金交付申請書兼完了実績報告書（別記様式第 1 号）に、必要書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付決定

知事は、前項の規定による申請があったときは、別表に定める評価の基準に基づき、成果目標に係る合計ポイントの高い順に、申請書等の書類審査を行い、適正であると認めたときは補助金の交付決定および額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

3 補助金の請求

申請者は、補助金の交付を受けようとするときは前項の規定による通知を受けたのち速やかに補助金交付請求書（別記様式第 2 号）を知事に提出しなければならない。

4 取組状況報告

知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業実施後の状況について報告を求めることができる。

第6 その他

この別記に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

別表（実施要領第 5 関係）

有機 JAS 認証取得等経費支援事業審査基準

審査の項目	評価項目及び配点基準	ポイント
面積拡大	事業実施計画に記載した今年度の有機 JAS 認証取得面積	
	a 100a 以上	3
	b 30a 以上	2
	c 30a 未満	1
認証期間	有機 JAS 認証を受けてから何年経過しているか	
	a 0 年（新規取得）	10
	b 1 年	5
	c 2 年	4
	d 3 年以上～5 年未満	3
	e 5 年以上～10 年未満	2
	f 10 年以上	1

注 1：これに基づき申請ごとに採点（ポイント化）し、ポイントの合計値の高い順から補助金等交付候補者 を決定する。なお、合計ポイントが同点の場合は、有機 JAS 認証面積が大きい者を優先して採択するものとする。